令和二年神奈川県議会本会議第１回定例会　厚生常任委員会

令和２年３月４日

渡辺(ひ)委員

まず私立高校の学費補助金についてお伺いをしたいと思います。

これまで本会議での代表質問でも何度もこの件について取り上げてきましたし、今議会でも我が会派の代表質問の中でもこの話、質問をさせていただきましたので、その質疑を踏まえた上で、少し掘り下げて質問をさせていただきたいと思います。

初めに、神奈川県としては平成30年から国に先駆けて、一般的な言い方をすると私立高校の授業料の無償化に先んじて取組いただいたこと、まず感謝を申し述べたいと思います。

それら今回の予算の中では、国の私立高校授業料無償化の措置に伴って、神奈川県としてさらに対応する予算が計上されておりますので、それに関連をしながら質問をしたいと思うのですが、お聞きしたいのは、今回の学費補助の見直しです。これにおいては、授業料の実質無償化の対象を年収約700万円未満と、このように定めているということで案が出ています。最初に、なぜ700万円にしたのか、この線引きを確認したいと思うのです。

というのは、現状までここ数年ずっと来た神奈川県の制度の中には、700万円という線引きはなかったのです。今までの線引きは590万円、次は750万円、次が910万円という中で、この新たに700万円という線引きをした根拠等についてお聞かせ願いたいと思います。

私学振興課長

今回の学費補助の見直しに当たりまして、高校１年生の第一子を持つ神奈川県の世帯の平均年収が約700万円であるということから、年収約700万円未満の世帯まで、授業料実質無償化の対象を拡充するということにしたものです。

渡辺(ひ)委員

平均年収700万円ということで、第一子という表現でしたが、もう一回補足で、第一子というのは子供が１人という意味ですか、それとも、高校生が１人という意味ですか。

なぜかというと、今現在行っている神奈川県の実質年収590万円という表現の中には、４人世帯で子供が２人という表現がしてあるのです。二子という表現がしてあるのです。それに対して、今の御答弁は、第一子という表現だったので、そこを補足願えますか。

私学振興課長

実は、年収約700万円未満世帯の方々の状況というのが、統計的に明確に示されているものはありません。お答えになるかと思いますが、この算定過程を申し上げますと、まず、令和２年度に高校１年生となる子供を持つ父親の平均年齢が何歳なのかということを調べました。今年、高校１年に入学するその子供が生まれたのは2004年ということになります。16年前になりますので、その当時、2004年において第一子を持つ父の平均年齢というのが30.9歳、これは人口動態統計調査の結果であります。

そうしますと、令和２年度に父の年齢は 46.9 歳ということになります。そこで、令和２年度に高校１年生となる子を持つ父の平均年収というのを調べたのですが、こちらは平成 30 年度の賃金構造基本統計調査に基づきまして、神奈川県の男性 45 歳から 49 歳の平均年収を調べたところ、約 691 万円ということでありました。したがって、今回年収 700 万円という線引きをしたところです。

したがいまして、あくまで令和２年度において、高校１年生の子を持つ神奈川県の世帯平均年収が 700 万円ということですので、子供が何人かというところは考えていないということです。

渡辺(ひ)委員

せっかく制度を拡充していただいたので、それについてとやかく言うことではないのかもしれませんが、今、最初の答弁のときに、平均年収 700 万円という表現をされたし、今は別の見方をすると厳密に言えば 691 万円という表現だと思うのです。

意外とこの 700 万円というのはぎりぎりの区切りだと思うのです。他県を見ると、例えば、720 万円だったりとか、その辺のアローワンスというか、激変緩和というか、急激にその区切りになるべく多くの方々が入らないようにうまく制度設計している部分があると思うので、神奈川県の 700 万円というのは、そういう意味では設定自体は厳しめという気がします。これは意見として述べさせていただいて、先の質問に移りたいと思いますが、では、実際にこの年収約 700 万円未満世帯に拡充することで、実質補償の解消がどの程度増えたのか、増えるのか、人数ベース、またパーセンテージ等でお示し願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

私学振興課長

授業料の実質無償化の対象、年収約 700 万円未満の世帯まで拡充したことによりまして、これは予算ベースでの推計人数ということになるのですが、約 6,000 人、約 9.4%の生徒が新たに授業料無償化の対象となる見込みです。

渡辺(ひ)委員

後々深掘りしたいと思いますが、次に、国の要は授業料無償化については、全国平均というか、39 万 6,000 円という制度設計を聞いていますが、神奈川県は昨年県の授業料の値上がりというか、変更に伴ってさらに制度改正していただいて、現状では 44 万 4,000 円という形になっています。

この授業料の推移というのは、やはり家計に響いてくる話で、県の制度、国の制度との兼ね合いも出てくることだと思うのですが、確認で、その神奈川県の授業料の過去３年の平均の推移、さらには、これはあくまで平均なので、最高額だとか最低額、こういった金額は違うのだと思いますが、分かる範囲で教えてもらえますか。

私学振興課長

まず、県内私立高校の平均授業料の３年間の推移ですが、平成 29 年度においては 44 万 818 円になります。平成 30 年度は 44 万 4,663 円になります。平成 31 年度は 44 万 8,938 円となります。

次に、授業料の最高額と最低額ですが、平成 31 年度において、最高額は 86 万円、最低額は 32 万 4,000 円となっております。

渡辺(ひ)委員
　そういう意味では、今回神奈川県が44万4,000円ということで、しかし、何千円か単位は平均が変わるにしても、それにニアリーイコールだという設定だということで理解をしました。
　しかしながら、最高額と最低額がやはりこんなに違うということについては、これは制度設計上難しい問題だと思います。国の制度もそうだし、平均で行っていくということに対する、やはり制度運営上の限界値というか、では、授業料の高くないところを選べばいいではないか、という話になるのかもしれませんが、かなり神奈川県の中では額の上限があるのだなということを再認識させてもらいました。
　その上で、国のほうが就学支援金については、590万円未満世帯まで39万6,000円、上限で対応していただけるという予定ですが、この国が590万円未満で線を引いた考え方、また、39万6,000円を上限とするとした考え方について、伺っていれば教えてください。
私学振興課長
　まず、年収約590万円で国が線を引く考え方なのですが、国の就学支援金においては、全国で子供のいる世帯の収入の中央値が約600万円であったことを踏まえまして、このような線引きをしたと承知しております。
　次に、就学支援金の支給上限額が約39万6,000円なのですが、こちらは全国の私立高校の平均授業料を勘案した水準とされております。
渡辺(ひ)委員
　これは国の補助なので、我が党も国会議員に言わなければならないなと思うが、先ほど冒頭の質問からすれば、全国アベレージが600万円の中で、590万円という線引きが本当にいいのかどうか。当然、590万円以上についても、それなりの補助はあるが、この線引きの区切りというものを、国全体として考え直す必要が、今現在スタートするばかりなので何とも言えませんが、将来的にはあるのかなという気がします。国の考え方は分かりました。
　その上で、先ほど言っていた授業料の上限、神奈川県の制度です。平均授業料44万4,000円をしっかり対応していくということですが、国との差額が4万8,000円です。これについては、県単で対応するということでしょうか。これは確認です。
私学振興課長
　委員お見込みのとおりですが、補足しますと、令和2年度に新たに授業料実質無償化の対象と、そういうことを予定しております年収約590万円から年収約700万円未満の世帯においては、就学支援金の上限額は11万8,800円です。
　したがいまして、県の学費補助金の32万5,200円を上乗せしまして、合わせて44万4,000円まで授業料を補助しようということです。
渡辺(ひ)委員
　最初聞いていたのだが、県単だという表現でいいのですね。
私学振興課長
　そうです。

渡辺(ひ)委員
　それで、制度的には国の補助と県の補助が乗っかっているという今、御説明だったと思うので、それについては理解しました。
　ただ、これは、国がスタートするばかりなので何とも言えないのですが、神奈川県の情勢を見ていると、今現在、先ほどの御答弁の中で平成30年度は44万4,000円だったが、31年度は44万8,000円だと。数千円かもしれないが、ここで既に県の制度との乖離も出ているわけです。
　さらには、国が39万6,000円、差額は4万8,000円あるという話になると、今の県の制度を行うときに、44万4,000円に上げて、今後、授業料が上がったときに、県としてどうやって今後対応していくのですかというとき、その当時の答弁は、県内の平均値が上がっていけば、それなりの対応をしていきますというような御答弁をいただいた記憶があるのです。
　そうなってくると、国の補助と県のこの補助の差額が、将来的にはさらに広がってくる可能性があるのだと思うのです。これについては、ここを県単で今後も行っていくということについて、当局としてはどのように感じていますか。
私学振興課長
　県としては、県内の平均授業料の推移を見ながら、その状況に応じて実質無償化、平均授業料までは補助するという考え方で検討したいと考えているところです。
渡辺(ひ)委員
　改めて御答弁いただいたので、今後は県のほうでお願いしたいと思うのですが、あくまで県単で行っていくのかがいいのかどうか。もっともっと言えば、国のほうにもしっかり求めていくべきではないかなという私見はあるのだが、それについてどうかということを御答弁願います。
私学振興課長
　委員御指摘のところは十分理解しているのですが、全国を見ても都道府県によって随分授業料については高低差がある。今回、国のほうではあくまで全国の平均授業料を勘案した平均ということで上限の39万6,000円という設定がされたわけですが、本来は都道府県によって平均授業料の差はあるので、各都道府県の実情に即した形で、就学支援金について補助していただければありがたいなと考えているところです。
渡辺(ひ)委員
　具体的に県としてしっかり行動に移すなり、要望に移すなり、しっかりそこは行えると思うし、我々も当然県民の意見を聞いているので、その辺の県民に対する負担が起きないような形で行っていきたいと思いますが、そうはいいながらも、県財政だけで支えるというのはなかなか厳しい話なので、しっかりその辺は取組をお願いしたいなと思います。
　その上で、次に私立高校の入学金について質問したいと思うのですが、今回の制度では新たに住民税非課税世帯について入学金の実質無償化を実施しますという、こういう計画になっています。
　それで、平均で入学金は20万8,000円ということで上限とするという話になっていますが、あわせて、この県内の入学金について分かる範囲で、また、過

去３年間の入学金の平均値の推移と最高額と最低額について教えてもらいたいと思います。
私学振興課長
　県内私立高校の平均入学金の３年間の推移ですが、平成 29 年度は 20 万 7,125 円です。30 年度は 20 万 8,271 円、平成 31 年度は 20 万 8,148 円ということです。
　次に、入学金の最高額と最低額ですが、平成 31 年度において、最高額は 34 万円、最低額は 10 万円です。
渡辺(ひ)委員
　ここについても、学校によって差があるのかなという気がします。あわせて、私学の場合は施設整備費だとか他の名目で、入学に際してはお金が要る学校も多々あるので、そういう意味からすると、以前よりは制度的に補助が厚くなった気はしますが、まだ公立と比べれば公私間格差があるなという実感をしています。
　そこで、次に今回その入学金の実質無償化の対象は非課税世帯ということですが、数字的にはどれぐらいの人数で、また、何％ぐらいになるのか、数字を教えてもらえますか。
私学振興課長
　入学金の実質無償化の対象ですが、生活保護世帯と住民税非課税世帯を対象にしているということです。こちらは予算ベースでの推計人数ということになりますが、約 1,000 人、新１年生等入学金の補助対象者ですが、これは転入してくる人に対しても学校によっては入学金を徴収しているということはありますので、入学の補助対象者としては全体で約２万 1,600 人を見込んでいます。そのうちの約 4.6％が、入学金の実質無償化の対象となるという見込みです。
渡辺(ひ)委員
　次の質問にいきますが、我が会派、私もそうですが、本会議での代表質問でも何度も言って、昨年もおととしも形にはなりませんが、県当局の雰囲気としては、新しい制度設計に当たっては、多子世帯について今後検討したい旨の雰囲気の答弁をいただいたと思うのです。ところが、実際には今回の制度の中にはそれがありません。
　そこで確認をしたいのですが、この多子世帯についての補助という形で聞きたいのですが、近隣都県でこの多子世帯に配慮した学費補助、これを行っている都道府県等はありますか。
私学振興課長
　東京都においては、令和２年度から年収約 910 万円未満の世帯まで授業料の実質無償化は予定しているのですが、年収約 910 万円以上の世帯であっても、23 歳未満の子供が３人以上いる世帯に対しては、５万 9,400 円を上限として授業料の補助を行う予定と聞いております。
　なお、千葉県、埼玉県、静岡県においては、多子世帯に限っての学費補助は予定していないと聞いております。
渡辺(ひ)委員
　地方財政の違いと言えばそのとおりですよね。まずもって、年収 910 万円というところまで無償化できるという財政力、または考え方については、もうや

はり東京都には神奈川県は及ばないものがあるなと。さらには、満足できる金額ではないが、多子についても配慮を、３人以上にしているという部分については、やはり東京都との格差が広がっているなという気がしますので、これについては再考をぜひ、お願いをしたいなと思うのです。

その上で、制度上は我が県の制度については、ぱっと見た目多子に対する配慮がないように見えるのですが、この辺はどのような考え方なのでしょうか。

私学振興課長

本県においては、財源に限りがあるという中で、学費補助の拡充をどのような世帯まで、拡大、拡充すべきかと検討した結果なのですが、多子世帯による区別をつくることなく、一律授業料は年収約 700 万円未満世帯まで実質無償化するということです。入学金は住民税非課税世帯まで実質無償化するということにしました。当然のことなのですが、この学費補助の拡充の効果は、多子世帯含めて及ぶということになります。

なお、令和２年度に拡充を予定しています授業料の実質無償化の補助対象の世帯、年収約 700 万円未満をお示ししていますが、年収約 700 万円というのはあくまで目安です。補助対象の目安として示している世帯年収は、両親、高校生１人、中学生１人の４人家族で、両親の一方が働いている場合を想定しています。また、補助額も世帯収入に係る課税額を元に決定するということになります。

したがいまして、例えば、両親の一方が働いていて、高校生が２人、中学生が１人の５人家族の場合、最終的には世帯収入に係る課税額の確認を必要とするのですが、扶養家族が多く、所得控除が大きいということから、年収約 740 万円の世帯であったとしても、授業料実質無償化の対象となり得ると今は試算しております。

渡辺(ひ)委員

税制上の問題で制度設計がもともとされているということになれば、控除等があれば今言った 740 万円程度、５人の場合がこの無償の対象になるという御答弁だったと思うので、ぜひ、その辺の理解をしっかり図っていただきたいと思うのです。

どうしても我々もそうですが、年収 700 万円が前面に出ていて、実際学校に配られた、生徒に配られる細かい資料の中には、要は区分で税収ごとに６区分と７区分にして申請をするという形になりますが、誤解を生じないように、うまく徹底するように願いたいなと思います。よろしくお願いします。

最後に、他県の通学者に対する学費補助、これは我が会派だけではなく、他会派も今会期中の本会議等で質問をしていたと思いますが、この他県の通学者に対する学費補助、これを行っている都道府県はありますか。

私学振興課長

近隣都県の状況ですが、東京都においては、都外の私立高校に通う生徒への、原則として授業料を補助しています。なお、千葉県、埼玉県、静岡県においては、県外の通学者に対する学費補助は行う予定はないと聞いております。

渡辺(ひ)委員

神奈川県の場合は、県内在住で県外学校というルールを引いて、極力神奈川

県の中の学校に行っていただきたいという根本的な発想の基に、県外通学者については補助をしていないということですが、県外在住であれば、東京都などはそうですよね。都在住であれば、近隣都県に行っても補助をするという考え方なので、財源の問題もあるにしても、検討に値するのだと思うのです。

神奈川県に住んで優秀な学校に、たまたま距離的な問題で東京都に踏み込んだと。しかし、優秀な人材として神奈川県民として育てて、将来的には神奈川県に寄与するという方々だって当然いるわけで、そういう方は補助をしないというのは、やはり少し問題があるかなと思いますので、これについては強く検討することを要望させていただいて、私の質問を終わります。